

専決処分した事件の報告について

霧島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和2年5月1日提出

霧島市長 中 重 真 一



専決第2号

霧島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

霧島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年3月31日

霧島市長 中重 真一



霧島市条例第10号
令和2年3月31日

霧島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長

中重真一

霧島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

霧島市国民健康保険税条例（平成17年霧島市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第23条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5000円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附則第7項及び第8項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第7項及び第8項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 この条例による改正後の霧島市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。